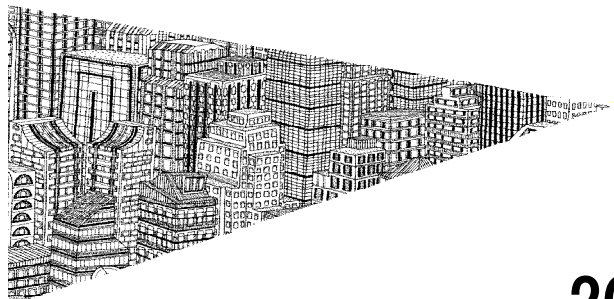


タックス・アラート
2012年7月



2012年から2015年の移転
価格に関するナショナル
アクション プランを財
務省が承認

要約

- ▶ 移転価格に関する国家管理行動計画は：市場価格算定に関する規則の整備、税理士の能力向上及び移転価格の調査強化（具体的は移転価格調査は1年間の税務調査に最低限で20%占める）の内容を有する。
- ▶ 国際機構はベトナムに税理士向け移転価格管理能力向上の強化を支援している。
- ▶ 政府官房の総合経済監査役及び中央・地方税務機関は税務/移転価格に関する調査を行なった。
- ▶ 税務機関は一部事業の利益率及び商品・役務の市場価格のデータベースを整備している。
- ▶ 納税者が市場価格の証明書類に関する規則を遵守しない場合、税務機関は相対的独立会社/取引の非公開データ源を使用する。

はじめに

2011年 - 2020年、税制システム改革戦略の承認に引き続き、財務省は2012年05月21日付けDecision 1250/QD-BTCを発行し、2012年 - 2015年の外資企業の移転価格に関するナショナル アクション プランを承認しました。国際組織も2012年 - 2013年において、ベトナム税務局員の移転価格能力向上を支援しています。

更に、過去数ヶ月に於いて、中央・地方の税務署は政府官房の総合経済監査室と協力して、税務・移転価格に関する調税務査を強化しております。

今回の移転価格タックス・アラートは移転価格に関する国家管理の行動プログラムのナショナル アクション プランのキーポイント、ベトナム税務署の移転価格能力向上を支援する国際プロジェクト及び最近の税制・移転価格の税務調査を以下に解説いたします。

移転価格に関するナショナル アクション プランの主要な方針

ナショナル アクション プランの目的は下記の項目にフォーカスすることによって、長期・中期的に移転価格の管理業務を整備すると共に、外資企業の移転価格違反を防止することです。

- ▶ 移転価格に関する規則の修正及び関連会社間取引の管理に関する新規則の新設
- ▶ 移転価格税務調査のためのリスク分析や評価を含む手続きの開発、強化
- ▶ 移転価格リスクが高い業種での独立企業の利益率や、税務署による移転価格分析や修正の基礎となる製品やサービスの市場価格のデータベースの強化
- ▶ ベトナム企業が採用している一般的な移転価格方法の認識、調査、現段階での移転価格管理の結果の評価、及び向上が必要な分野の明確化
- ▶ 移転価格に関する税務調査の強化。移転価格に関する税務調査が通常の税務調査の最低でも20%を占めるような計画の実施
- ▶ 国際実務及びベトナムに於ける移転価格の税務調査の実務経験を強調した、税務署員向けの移転価格マニュアルの作成、中央・地方レベルの税務署員向けの包括的な移転価格トレーニングの実施
- ▶ 移転価格の国際実務及び移転価格税務調査の経験に重点を置き

た、税務署員の移転価格能力向上のための国際関連機関との共同プロジェクト

- ▶ 移転価格税制違反に適切に対処するための国家関連機関と海外の税務当局との連携
- ▶ 納税者、税務署員、関連国家機関へのベトナム移転価格税制とその遵守の周知徹底のための国際連携体制の確立
- ▶ 税務総局の責任の元で上記項目の実施

EUによるベトナム税務署員の移転価格管理能力向上プロジェクト

EUはOECD（経済協力開発機構）及び世界銀行と共に2012年—2013年の期間に対する移転価格に注力するための国際税務にかかる税務規則の向上および援助をするプロジェクトを実施しております。このプロジェクトの目的はベトナムの税務署員にベトナムの移転価格基準の効果的な実施と強化に必要な知識、手段、実務を提供することです。EUのプロジェクトは下記の二項目で構成されます。

- ▶ 訓練や海外での研修を含む総合的な法的かつポリシーの枠組みに集中にして将来の移転価格管理専門家チームの能力の強化
- ▶ 移転価格の管理の実施状況に注力した地方税務署員の勉強会

最近の税務/移転価格に関する税務調査

ここ数ヶ月間、中央・地方レベルの税務機関と政府官房の経済総合部の監査役はHo Chi Minh市、Binh Duong市、Dong Nai市及びBa Ria - Vung Tauなどの主要な都市において移転価格に関する税務調査を実施致しました。

- ▶ 関連当事者間取引の独立企業間価格及び、適用される移転価格算定方法へのチャレンジ
- ▶ 移転価格フォーム及び移転価格文書の提出の要求
- ▶ 納税者が移転価格文書を提供できないことによる法令違反が多発し、財務署は非公開価格比較により移転価格に関する税務修正をし、未払税額とペナルティーを請求

所見及びご提案

最近の法整備、税務機関の移転価格管理能力向上及び移転価格調査の強化を鑑みると、移転価格は2012年-2015年においても継続的に国家重点的課題であると考えられます。

外資企業の移転価格濫用を管理するための包括的、かつ具体的対策を展開すると共に、移転価格調査の強化を考慮すると、移転価格の監視が厳しくなり、また近い将来税務調査があることを認識しておくべきと考えられます。

上記を勘案し、各事業体、特に継続的に赤字を報告し、関連当事者間取引が多く、移転価格規則を遵守していない、未納税額が大きい、税務上の減免税優遇措置を教授している、あるいは数年間、税務調査を受けていない外資企業等は移転価格に関する規則の遵守状況を見直して、将来の移転価格調査に対応する準備を必要があります。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー

christopher.butler@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー

nitin.jain@vn.ey.com

Lea Gracia Molina マネージャー

lea.gracia.molina@vn.ey.com

Phat Tan Nguyen マネージャー

phat.tan.nguyen@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当マネージャー

Takahisa.Onose@vn.ey.com

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー

huong.vu@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー

nitin.jain@vn.ey.com

Pham Ngoc Long マネージャ

long.ngoc.pham@vn.ey.com

安西 冬樹 日系企業担当マネージャー

fuyuki.anzai@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2012 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000260

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。